

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	小田急電鉄株式会社
【英訳名】	Odakyu Electric Railway Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 滋
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木2丁目28番12号 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号（本社事務所）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長鈴木滋は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮して決定しています。

全社的な内部統制の評価範囲については、連結営業収益全体の95%以上を占める会社である当社並びに連結子会社24社及び持分法適用関連会社1社を対象としています。なお、評価対象外となった連結子会社5社につきましては財務報告に対する影響の重要性が僅少並びに当社から経営者及び従業員を外向させる等して管理体制を整備しています。

次に業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、合理的に決定しています。

「重要な事業拠点」を判断する指標としては、全社的な内部統制の評価が良好であり、各事業の利益率に大きな差異がないことから連結営業収益が適切であると判断し、評価範囲については、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮して、各事業拠点の当連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算した結果、当連結会計年度の連結営業収益の概ね2/3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。

選定した「重要な事業拠点」については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、評価対象会社が営んでいる事業内容等を踏まえ、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。また、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスの他、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、人件費、現金及び預金、固定資産に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しています。

さらに、「重要な事業拠点」には該当しないものの、ホテル事業等を営む1事業拠点については、同社の財務報告に係る内部統制を更に強化すべく、売上高、売掛金、現金及び預金に至る業務プロセスを個別に評価対象にしています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。